

## 盲・聾・養護学校の果たす地域での「センター的機能」

滝 坂 信 一

(教育相談センター)

盲・聾・養護学校が、在籍する子どもたちへの教育に加え、その人的・物的資源を広くかつ積極的に地域の障害のある人々に対して提供すること、これが「盲・聾・養護学校のセンター的機能」です。

平成13～15年度に本研究所が行ったプロジェクト研究「盲・聾・養護学校の地域におけるセンター的機能に関する開発的研究」をふまえ、「センター的機能」とはどのような内容を指しているのか、そしてこの機能を開発・実施していくためにはどのようなことが大切なのかについて述べます。

### 1. 盲・聾・養護学校の「センター的機能」の背景

盲学校と聾学校は、かねてから教育相談という活動のなかで視覚や聴覚に障害のある乳幼児への早期指導や保護者支援等を行ってきました。「盲・聾・養護学校のセンター的機能」は、こうした盲・聾学校の機能をさらに拡大するとともに、養護学校においても同様に様々な支援機能を各地域において果たしていこうとするものです。

盲・聾・養護学校の「センター的機能」は、中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」第一次答申（平成8年7月）、学習指導要領（平成11年3月）、「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～（最終報告）」（平成13年1月）、等のなかで取り上げられ、各地で取り組まれるようになってきました。

### 2. 「センター的機能」の内容

盲・聾・養護学校がその専門性やこれまで蓄積してきたノウハウを活かして地域の小中学校等に対し支援を行うということを、具体的にはどのような内容として考えたらよいのでしょうか。プロジェクト研究では、「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」で提案された内容や、これまで特殊教育センターが行ってきた業務などを手がかりに、今後期待されると考えられる「盲・聾・養護学校のセンター的機能」を次の7つに整理し、盲・聾・養護学校や特殊教育センター等の協力を得て、学校の特色や地域の特性に応じて各機能の開発と実施に取り組みました。

#### (1) 教育相談機能

保護者や本人からの要請によって、障害や発達に関し教育の観点から相談に応じる。

#### (2) 指導機能

幼稚園・保育所、小中学校、高等学校もしくは施設等（以下、小中学校等）の要請に応じて訪問・巡回によって子どもを直接に指導する。

#### (3) 機関コンサルテーション機能

小中学校等の要請に応じて訪問し、障害のある子どもの指導や学級・学校経営等に関する相談に応じたりアドバイスを行う。

#### (4) 研修機能

小中学校等の職員を対象に、研修の機会を提供する。

#### (5) 実践研究機能

小中学校等の職員を対象に授業研究など実践研究の機会を提供する。

#### (6) 情報提供機能

小中学校等の職員に対して、多様な教育的ニーズに応じるための情報を集積し、提供を行う。このなかには、教育内容や教育方法に関するソフトウェアや文献の提供、教材・教具の貸出しやデータベース化、福祉情報の提供も含まれる。

#### (7) 施設・設備提供機能

地域の人々に学校の施設・設備を提供する。この機能は、障害のある人々の生涯学習に寄与し、地域の人々と出会ったり活動を共有する機会を提供する機能もある。

これらの観点から盲・聾・養護学校が行っている活動を見直してみると、幾つかの点では既に「センター的な機能」を果たしていることがわかります。盲学校と聾学校は以前から早期からの相談や指導を行ってきましたし、聾学校が行っている通級指導も聴覚障害のある子ども達やその子ども達の在籍する小中学校への支援として「センター的な機能」と捉えることができます。また、病院併設の病弱養護学校、肢体不自由養護学校が、入院加療し在籍している間に病院職員を含めた多職種によって評価や見通しをたて、原籍校にその資料を提供するとすれば、これもセンター的な機能を果たしているということができます。

### 3. 「教育相談」機能について

平成13年度末に行った全国の盲・聾・養護学校を対象に調査結果によれば、上に挙げた7つの機能のうち、学校種を越えて最も多く取り組まれている機能が「教育相談」でした。内訳をみると「自校への就学に関する窓口業務」を行っている学校はどの学校種も90%前後でしたが、「障害のある子どもの教育や養育に関する相談」を一般を対象に行っているのは盲学校・聾学校が70～80%であるのに対し、養護学校では35～52%という結果でした。「不登校や集団への不適応などに関する相談」については病弱養護学校の32%が最も多く、他の学校種ではより低い実施率でした。

この調査から約2年半の間に「教育相談機能」の実施実態は大きく変化している可能性があります。今後この機能がより質の高いものとして行われていくためには、障害のある子どもの教育相談と言われて行われている様々な内容を整理し、それぞれに応じて方法等について検討していくことが必要です。現在「教育相談」と呼ばれて行われている内容の主なものとして、

(1) 保護者・本人からの要請に応じて課題（主訴）の解消を支援するもの：児童相談、心理相談を中心として発展してきた形態で、特殊教育センターで多く行われている。

(2) 盲学校、聾学校が行ってきた乳幼児及び保護者に対する早期指導。

(3) 教育委員会が行ってきた就学指導。

(4) 盲・聾・養護学校が行ってきた就学に関する窓口業務。

(5) 小中学校が行ってきた児童・生徒の障害に関する保護者指導と在籍変更手続き。

(6) 障害のある子どもの教育や療育の担当者・機関からの相談：機関コンサルテーション

などがあります。教育相談機能のなかで、今後盲・聾・養護学校において充実が期待されると思われる(1)に含まれる具体的な支援の内容として次の5つを挙げることができます。

① 心理的な対応……カウンセリング

② 情報の提供……子どもの状態（アセスメント）、  
今後の見通し、社会資源、制度の紹介や活用方法

③ 具体的な方法の提供……ガイダンス、コンサルテーション

④ コーディネーション……他機関の紹介、他機関との協力・調整

⑤ 指導・訓練的なかかわり

なお、教育相談の場で取り扱われる具体的な内容は、(1)早期の教育相談、(2)就学に関する相談、(3)学校教育時代の

相談、(4)学校教育終了後の相談、というように、子ども（本人）のライフステージ、保護者のライフステージによって異なることは言うまでもありません。

今後、これら様々な側面を整理し、それぞれの内容についての実践や研究の積み重ねを行いながら活動の質的向上を図っていく必要があります。

### 4. 「センター的機能」展開のために

盲・聾・養護学校が今後地域に根付いたセンター的機能を果たしていくためには制度的な位置づけを図るとともに、次のような点を工夫していくことが大切であることがわかりました。

(1) 盲・聾・養護学校が、従来から行っている活動を「センター的機能」の観点から整理し、新たな機能を含めて校内委員会や校務分掌など校内体制の整備を図る。

(2) 「センター的機能」を担う教員に対するサポート体制をつくる。

① 校内における理解推進や担当者から全校職員に向けた情報提供の機会などの工夫。

② 担当者の活動を行いやすくするための担当授業時数などの工夫。

③ 盲・聾・養護学校の「センター的機能」担当者の役割と「特別支援教育コーディネーター」の役割の整理。

④ 盲・聾・養護学校各校の担当者間ネットワークの形成などを通じた情報交換の場や研修機会の提供。

(3) 保健福祉圏域、医療圏域及び教育事務所の管轄や盲・聾・養護学校の設置実態などから「センター機能」を果たす対象地域を設定する。

(4) 市町村、都道府県教育委員会、特殊教育センター等そして部局横断型で「盲・聾・養護学校のセンター的機能」の開発と活用に取り組む。

(6) 「センター的機能」を果たしていく際、担当者に必要なケースマネジメント、チームマネジメント、システムマネジメントなどに関する知識やスキルを身につけるための研修機会を設ける。

そして何よりも盲・聾・養護学校が各学校や地域の特色を活かして実際に行動しながら利用者から頼りにされる存在になっていく必要があります。

### おわりに

研究を進めている間に、「障害者基本計画」・「重点施策実施5か年計画」（平成14年12月）そして「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（平成15年3月）が出さ

れ、盲・聾・養護学校のセンター的機能についてはさらに推進される方向性が示されました。また、文部科学省は「特別支援教育推進体制モデル事業」を開始し、今年度からは、盲・聾・養護学校のセンター的機能を小中学校支援の資源として位置づけ、その連携協力の在り方を研究の柱に加えました。この事業の展開は、盲・聾・養護学校のセンター的機能の実施や地域における定着をさらに促進する可能性があります。

盲・聾・養護学校は「センター的機能」を開発・実施していくことを通じ、これまで以上に様々な社会資源と強い協力関係を形成していくことになります。このことに取り組んでいくことは、在籍する子どもたちの充実した「個別の教育支援計画」などを様々な関係者と作成することに寄与していくことにもなるでしょう。また、他の領域との連携・協力のなかで「教育の領域だからこそできる」専門性がより明らかになっていくことにもつながっていくと思います。

### 【参考文献】

- 1) 中央教育審議会:「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（中央教育審議会第一次答申）」、1996.7
- 2) 文部省:「盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領」、1999.3
- 3) 21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議:「21世紀の特殊教育の在り方 について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～（最終報告）」、2001.1
- 4) 内閣府障害者施策推進本部：障害者基本計画、重点施策実施5か年計画、2003.12
- 5) 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議：「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」、2003.3

\*プロジェクト「特殊教育諸学校の地域におけるセンター機能に関する開発的研究」報告書は追って刊行の予定です。